

名古屋市省エネ家電への買い換え促進事業 共同事業実施規約

「名古屋市省エネ家電への買い換え促進事業」(以下「本事業」という。)に係るポイント(以下「ポイント」という。)の付与を受けるため、甲(対象家電販売事業者をいう。)及び乙(名古屋市内(以下「市内」という。))に在住する個人であって、市内の住宅に設置済みのエアコンまたは冷蔵庫を、別に定める期間内に、対象家電(甲から新品で購入したものに買い換え、市内の住宅に設置する者をいう。))は、互いに本共同事業実施規約(以下「本規約」という。))に同意し、本規約に従いポイントの付与を共同で運営事務局(名古屋市内(以下「本市」という。))が委託し、本事業の事務運営を行う事業者をいう。)に申請します。

甲及び乙は、円滑にポイントの付与を受けるため、本規約における以下の第1条から第9条までの取り決めを確認します。

第1条(要件等の確認)

1 甲は、ポイント付与申請において、名古屋市省エネ家電への買い換え促進事業実施要綱及び本事業に関する手引き等(以下「要綱等」という。))を十分に参照し、乙と共に当該申請がポイントの付与要件に合致することを確認します。甲及び乙は、要綱等に反する事項があることを知った場合は、速やかに本事業を共同で申請する相手に通知する義務を負います。

2 甲及び乙は、以下①から⑭までの全ての事項について、了承します。

①予算額を超過しない範囲でポイント付与申請を受け付けるため、ポイント付与の対象とならない場合があること。

②対象家電の購入に当たり、本市が実施する他の補助金又は助成金等の交付を受ける場合は、ポイント付与の対象としないこと。また、国又は他の地方公共団体による補助金等の交付を受ける場合は、ポイント数と当該補助金等の金額の合計が販売価格を超えない範囲において、ポイント付与の対象となること。

③運営事務局及び本市(以下「事務局等」という。))が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業等の実施主体に対して、甲及び乙による当該ポイント付与申請に関する情報を提供する場合があること。

④要綱等に反して又は怠慢、虚偽の申告及びその他の不正な手段(以下「不適切な行為」という。))により、ポイントの付与を受け又は受けようとしてはならないこと。また、本事業を共同で申請する相手が不適切な行為を行っている又は行おうとしていることを知った時は、直ちに運営事務局に報告しなければならないこと。

⑤事務局等が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、当該ポイント付与申請において事務局に提出した書類の発行元や当該ポイント付与申請の関係者(甲、乙またはその取引先)に対して、当該ポイント付与申請に関する情報を提供する場合があること。

⑥甲及び乙は、本事業で購入・設置した家電を購入後に転売若しくは景品等に使用してはならないこと。

⑦乙は、本事業で購入・設置した家電を善良な管理者の注意をもって管理し、本事業の目的に従って、その効果的な運用を行わなければならないこと。

⑧甲及び乙は、事務局等が、本事業のポイントの適正かつ円滑な運営のために行う調査(対象家電の設置場所の現地確認や事業所への立入検査を含む。))に協力しなければならないこと。

⑨事務局等が、本事業の効果検証を行う場合、甲及び乙は事務局等に協力すること(アンケートへの回答を含む。))。

⑩甲及び乙は、第三者に付与されるものを含め既にポイントが付与された対象家電を対象として、申請できないこと。

⑪前各号及び要綱等の規定に違反した場合、ポイントの交付を受けられない又はポイントの返還を求められる場合があること。また、本市の補助事業等について、一定の期間、補助等対象外、一時交付停止、未納付額との相殺等の措置を行うことがあること。

⑫申請内容に不備・不足があると判断する場合、運営事務局は、甲に対し、不備・不足の修正に関する通知又は連絡を行い、当該通知又は連絡で定める期限までに甲が不備・不足の修正を行わない場合、当該申請は無効となること。

第2条(申告)

甲及び乙は、以下の①及び②に該当しないことを互いに申告します。なお、②については、甲の役員等(実質的に経営に関与する者を含む。))が該当しないことを含みます。

①過去、本市の予算を財源とする補助金又は助成金において、不適切な行為により補助金又は助成金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金又は助成金の交付に制限を受けている者(団体を含む。))

②暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

第3条(ポイント付与申請等)

甲は、甲と乙を代表して、運営事務局が提供する申請用ウェブシステム又は運営事務局が別に定める差出の記録が残る方法により遅滞なく申請等の手続きを行い、乙は共同申請者として甲の行う手続きに協力するものとします。

第4条(本事業の支払)

1 ポイントは、運営事務局が甲の提出したポイント付与申請にポイント付与の決定を行った後、甲に付与されます。

2 甲は、別に定める申請受付期間においてポイント付与のために必要な一切の手続きを完了しなければなりません。申請受付期間において、事務局等の責によらない事由により甲にポイントを付与することができない場合、運営事務局は別途期限を定めて甲に通知するものとし、当該期限までにポイントを付与することができない場合には、事務局等はポイント付与申請の受付を取り消すことができるものとします。

第5条(ポイント付与申請ができない場合等の取り決め)

甲及び乙は、本規約に基づき本事業のポイントの申請ができない、又は付与を受けられないこととなった場合等には、損失等の負担の範囲及びその方法について、誠実に協議を行うものとします。

第6条(免責)

事務局等は、甲、乙又は第三者との間に生じるトラブルや損害等について、事務局等の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、一切の責任を負いません。また、甲及び乙に対するポイント付与について第三者から異議申立てがあった場合は、その真偽性を確認する間、事務局等は、ポイント付与を一時停止することがあります。また、運営事務局が申請を受け付ける時点以前に生じた申請関係書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、事務局等は、その一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる甲及び乙の損害等に対していかなる義務も負いません。

第7条(個人情報)

運営事務局は、本事業の実施期間にわたり次のとおり個人情報等取得及び管理します。これらの取扱いについて、甲と乙は同意するものとします。なお、甲が運営事務局に申請するために取得した乙の個人情報については、甲は本事業以外に使用しないものとします。

1 取得する情報は次のとおりです。乙の①氏名、住所、電話番号等、②購入された対象家電等の購入日、製品カテゴリ、メーカー名、製品名、型番、購入店、取替作業費等の購入家電等情報、③家電リサイクル券の交付日、品目・料金区分、問い合わせ管理番号、④その他本事業に必要な情報

2 要配慮個人情報の取得について

乙は、高齢(満65歳以上)または心身の障害により、対象家電の購入や本規約への同意署名等に関して自署が困難である旨を甲に申し出た場合、これらを代理・代筆により行うことができるものとします。このとき、乙は、代理・代筆を行う理由として、生年月日や心身の障害の有無に係る情報を甲及び運営事務局が取得及び管理することに同意します。

3 取得した個人情報は、以下の場合又は次項へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、本人に同意いただいたものに限り、①法令により提供を求められた場合、②人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合、③国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

4 本事業では、以下に示す提供先及び利用目的に限り取得情報を提供します。提供先:本市及び国、利用目的:本事業の進捗管理及び適切に実施されたことの確認と本事業の効果分析、提供情報:本条第1項①②③④

5 個人情報提供の任意性

個人情報の提出がされない場合、ポイント付与の対象とならない場合があります。

6 外部委託

ご提供いただいた個人情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社に対し、利用目的の達成に必要な委託業務の範囲で提供することがあります。委託会社に対しては、個人情報の適切な取扱い及び保護の履行を求めます。

7 開示請求等について

運営事務局が保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。

第8条(専属的合意管轄裁判所)

本事業に関して、甲及び乙と事務局等との間に生じた紛争については、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第9条(事業の内容変更・終了)

事務局等は、いつでも、甲及び乙の同意なく、本事業を終了又はその制度内容の変更(以下「本事業の変更等」という。))を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の変更等により甲又は乙等に何らかの損害等が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。甲及び乙は、本事業の変更等及び本規約の変更については、事務局等がウェブサイト及びその他の告知物等で変更内容を公表した以後は、変更の実事及びその内容を承諾したものとみなします。

名古屋市省エネ家電への買い換え促進事業 共同事業実施規約同意書

甲及び乙は、本書を2通作成し直筆(高齢(満65歳以上)または心身の障害により自署が困難である場合に限り代理・代筆可)にて署名のうえ、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとします。

甲(店舗名)

--

乙(設置先に居住する者の氏名)※以下、代理・代筆による場合は欄外に受任者・代筆者氏名と連絡先を記入

--

①甲及び乙による確認

チェック欄	確認事項
<input type="checkbox"/>	甲及び乙は本事業実施規約を理解し、同意しました。
<input type="checkbox"/>	甲は、乙が法人ではないことを確認しました。
<input type="checkbox"/>	住宅に設置済みの家電からの買い換えであることを確認しました。
<input type="checkbox"/>	甲は乙へ、支援金相当額(支援額)を販売価格から控除(値引き)します。
<input type="checkbox"/>	申請にあたり、誤りが無いよう注意するとともに、虚偽はしません。
<input type="checkbox"/>	規約に違反した場合など、申請の取り消しや支援額の返還となる可能性があることを理解しました。

②締結日

年	月	日
---	---	---

③対象家電の設置先住所

郵便番号				—			
区	名古屋市 区						
町名・番地							
<small>(アパート・マンション名、部屋番号)</small>							

④購入製品情報

設置予定日	年	月	日	家電の種類	<input type="checkbox"/> エアコン	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫
メーカー名				型番		

名古屋市省エネ家電への買い換え促進事務局

FAX : 052-386-3165 TEL : 0120-876-880